

証券コード 7524
2024年6月7日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

マルシェ株式会社

取締役社長 加藤 洋 嗣

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第52回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

https://www.marche.co.jp/corporate/ir_information/general_meeting_information.html

又、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所ウェブサイトにてアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

尚、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月21日（金曜日）18時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年6月22日（土曜日）13時00分
（受付開始時刻 12時00分）
（開始時刻が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。） |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区北浜東3-14
エル・おおさか
南館5階 南ホール
（会場が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。） |

**3. 目的事項
報告事項**

第52期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」にしたがいまして、当該書面に記載している計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産の配布は、予定しておりません。

事業報告

(自 2023年4月1日)
(至 2024年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

当事業年度における我が国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に引き下げられたこと等により、経済活動の正常化が進み緩やかな回復傾向が見られました。一方、世界的な資源価格の上昇や為替変動による物価上昇、ウクライナや中東情勢等、地政学的リスクに起因した経済情勢等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、消費者の外食需要が経済活動の正常化につれて回復してきたものの、人手不足や原材料価格・光熱費の高騰等も続いており、経営環境は厳しいものとなっています。

このような状況の中、当社は中期ビジョンを『人・美味しき・楽しき』をモットーに地域社会からあってよかったと思っただけのユニークなFC外食企業を目指す」と再定義し、収益改善と再成長の実現に向けて、4つの課題に取り組んできました。

- ①「構造改革」…当事業年度は直営店舗のスリム化を図り、収益の見込める店を優秀な独立希望社員に譲渡又はリース化を進めた結果、当事業年度においては、16店舗の譲渡又はリース化を実現いたしました。
- ②「既存店の強化」…「本物をおいしくちゃんとやる」をスローガンに掲げ、マルシェグループ全店において、「心の診療所認証店制度」の推進による品質やサービスレベルの向上に取り組んだ結果、直営店舗の売上高においては2019年3月期対比98.5%で推移いたしました。
- ③「新たなFCパッケージの創出」…新しい業態モデルとして、新しいかたちの焼鳥屋「ニューとり屋」を大阪市・JR放出駅前に、既存業態のリニューアルモデルとして、あて巻き寿司と焼き鳥のハイブリッド酒場「一(はじめ)」を西宮市・阪急西宮北口駅前に、新しい飲食シーンの確立を目指した、ラーメン居酒屋「麺と音と餃子 HAJIME」を大阪市・阪急上新庄駅前に、Z世代にターゲットを置いた大衆餃子酒場「ニューマルケン」を尼崎市・阪急塚口駅前に開発する等、新しいチャレンジを行い、業績においても計画どおりに推移いたしました。

- ④「生産性の向上」…デジタルツールの導入によるお客様にモバイルオーダーでご注文いただくシステムを導入した店舗は、当事業年度において、62店舗となりました。昨今の人手不足やコスト削減への対応に取り組んでまいりました。

このような取組みを行った結果、当事業年度における経営成績は、売上高は46億75百万円（前年同期比1.3%増）、営業利益は91百万円（前年同期は営業損失3億88百万円）、経常利益は95百万円（前年同期は経常損失3億71百万円）、当期純利益は34百万円（前年同期は当期純損失5億90百万円）となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比	
			増 減	増減率 (%)
売 上 高(百万円)	4,614	4,675	60	1.3
営業利益(△損失)(百万円)	△388	91	480	-
経常利益(△損失)(百万円)	△371	95	467	-
当期純利益(△損失)(百万円)	△590	34	625	-
1株当たり当期純利益(△損失)	△73円52銭	2円42銭	75円94銭	-

【売上高の状況】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		増 減	
		構成比		構成比		増減率
《料飲部門》		%		%		%
酔 虎 伝	254,070	5.5	276,329	5.9	22,258	8.8
八 剣 伝	1,414,546	30.7	1,310,673	28.0	△103,873	△7.3
マ ル ケ ン	901,046	19.5	866,402	18.5	△34,643	△3.8
そ の 他	558,282	12.1	513,588	11.0	△44,694	△8.0
串 ま ん	23,247	0.5	28,165	0.6	4,917	21.2
八 右 衛 門	116,016	2.5	84,449	1.8	△31,566	△27.2
焼そばセンター	124,188	2.7	102,061	2.2	△22,127	△17.8
居 心 伝	113,256	2.5	71,588	1.5	△41,667	△36.8
そ の 他	181,573	3.9	227,323	4.9	45,749	25.2
料飲売上高	3,127,945	67.8	2,966,993	63.5	△160,952	△5.1
《FC部門》						
ロイヤリティ等売上計	359,409	7.8	364,065	7.8	4,656	1.3
《商品部門》						
食 材 等 販 売	1,040,857	22.6	1,203,695	25.8	162,838	15.6
酒 類 等 販 売	6,630	0.1	38,071	0.8	31,440	474.2
食材、酒類等販売売上高	1,047,487	22.7	1,241,767	26.6	194,279	18.5
その 他 部 門 売 上 高	80,116	1.7	102,491	2.2	22,374	27.9
合 計	4,614,959	100.0	4,675,317	100.0	60,358	1.3

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、29億66百万円、前年同期比5.1%の減となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

	全 店			既 存 店		
	売上高	客 数	客単価	売上高	客 数	客単価
酔虎伝	108.8%	101.0%	107.7%	130.8%	122.9%	106.4%
八剣伝	92.7%	79.7%	116.2%	110.5%	96.5%	114.5%
マルケン	96.2%	87.4%	110.1%	112.8%	102.9%	109.7%
その他	92.0%	88.9%	110.2%	115.2%	105.1%	112.6%
合 計	94.9%	85.5%	110.9%	113.6%	102.2%	111.2%

(注) 既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② F C部門の販売の状況

F C部門の売上は、F C店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は3億64百万円、前年同期比1.3%の増となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が3億17百万円で前年同期比2.4%の増、加盟料収入は13百万円で前年同期比12.8%の減、販促物その他売上高が32百万円で前年同期比4.6%の減でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、F C店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は12億41百万円で前年同期比18.5%の増となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は12億3百万円で前年同期比15.6%の増、酒類等の販売は38百万円で前年同期比474.2%の増でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は1億2百万円で前年同期比27.9%の増となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びF C店を合わせた当社グループ全店の店舗数は289店で、前期末店舗数比較で19店減少となりました。期間中の新規出店は14店、退店は33店でありました。

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)					当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				
		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数	
						増減数					増減数
直営店	酔 虎 伝	8	-	3	5	△3	5	-	1	4	△1
	八 劍 伝	49	-	9	40	△9	40	1	5	36	△4
	居 心 伝	5	-	3	2	△3	2	-	1	1	△1
	串 ま ん	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-
	八 右 衛 門	4	-	1	3	△1	3	-	1	2	△1
	焼そばセンター	4	-	2	2	△2	2	-	-	2	-
	マ ル ケ ン	28	-	4	24	△4	24	-	3	21	△3
	そ の 他	6	-	2	4	△2	4	3	1	6	2
	小 計	105	-	24	81	△24	81	4	12	73	△8
F C店	酔 虎 伝	10	-	1	9	△1	9	-	-	9	-
	八 劍 伝	215	4	21	198	△17	198	5	20	183	△15
	居 心 伝	6	2	1	7	1	7	-	-	7	-
	そ の 他	14	1	2	13	△1	13	5	1	17	4
	小 計	245	7	25	227	△18	227	10	21	216	△11
	合 計	350	7	49	308	△42	308	14	33	289	△19

※F C店には、商標使用許諾契約店舗を含んでおります。

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は業態変更が4店でありました。退店は完全退店が8店、業態変更が4店で計12店でありました。

	出店				計		退店				計
	新規出店	F C 店 からの譲受	業態変更				完全退店	F C 店 への譲渡	社員独立	業態変更	
酔虎伝	-	-	-	-	-	酔虎伝	-	-	-	1	1
八剣伝	-	-	1	-	1	八剣伝	3	-	-	2	5
居心伝	-	-	-	-	-	居心伝	1	-	-	-	1
その他	-	-	3	-	3	その他	4	-	-	1	5
計	-	-	4	-	4	計	8	-	-	4	12

【F C店の出店及び退店の内訳】

F C店の出店は新規出店が2店、直営店からの譲受が1店、社員独立が4店、業態変更が3店で計10店でありました。退店は完全退店が18店、業態変更が3店で計21店でありました。

	出店					計		退店				計
	新規出店	直営店から の譲受	社員独立	業態変更				完全退店	直営店へ の譲渡	業態変更		
酔虎伝	-	-	-	-	-	-	酔虎伝	-	-	-	-	-
八剣伝	2	1	2	-	-	5	八剣伝	17	-	3	-	20
居心伝	-	-	-	-	-	-	居心伝	-	-	-	-	-
その他	-	-	2	3	-	5	その他	1	-	-	-	1
計	2	1	4	3	-	10	計	18	-	3	-	21

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当期においては、手許資金の強化・確保を目的として、取引先金融機関より借り入れていた短期借入金18億円について、17億91百万円の借換を行いました。又、事業の再構築及び財務体質の改善・強化を目的として、第三者割当増資により2億90百万円の資金調達をいたしました。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

項 目	第51期 (2023年3月期)	第52期 (2024年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	50	△37
投資活動によるキャッシュ・フロー	△70	△24
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50	280
現金及び現金同等物の増減額	△69	217
現金及び現金同等物の期末残高	2,319	2,536

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが37百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが24百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが2億80百万円の収入となったことにより、前事業年度末と比べて2億17百万円増加し、25億36百万円となりました。

② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営店の設備等の入替を行い、設備投資額は43百万円となりました。

(単位：百万円)

内 訳	金 額
店舗・事務所設備	40
入居保証金等	2
合 計	43

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第49期 (2021年3月期)	第50期 (2022年3月期)	第51期 (2023年3月期)	第52期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高(百万円)	3,868	2,628	4,614	4,675
経常利益(△損失)(百万円)	△738	△246	△371	95
当期純利益(△損失)(百万円)	△1,470	△323	△590	34
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△183.11	△40.31	△73.52	2.42
総資産(百万円)	4,563	4,030	3,648	3,828
純資産(百万円)	1,000	650	62	394

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、原材料価格・光熱費の高騰、慢性的な人手不足等により、経営環境が大きく変化しております。そのような中、第53期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）を初年度とする「中期経営計画」を策定いたしました。

この中期経営計画においては、「心の診療所」を経営理念としながら、重点方針「ダイバーシティ・マルシェ」を掲げ、今までにない新たなマルシェグループを創造しております。この「ダイバーシティ・マルシェ」の考え方は、食を通じて様々な可能性を持つ人やその考え方、文化を寛容に受け入れ、その人の持つ様々なカラー（能力）を湧き出させることを目的としております。この活動を通じて国内のみでなく、世界のマーケットを見るという視点を持ち、視座を変えることで「新生マルシェ」＝「ダイバーシティ・マルシェ」として一步を踏み出してまいります。

又、当社は、「中期経営計画」を通じて、以下を「対処すべき課題」と考え行動いたします。

① 既存直営店の収益力向上とF C事業の強化

原材料価格が高騰していく中、「本物をおいしくちゃんとやる」を掲げ、商品のおいしさを追求したうえで、提供する商品の付加価値を高め、お客様単価の向上による粗利益の確保を努めると共に、物流体系の見直しを図ることによる、配送コストの適正化、モバイルオーダーシステム導入による生産性の向上に努めることで、収益力の向上を図っております。加えて、当社主要業態である「八剣伝」ブランドが今期40周年を迎えるにあたり、40周年記念メニューの販売や記念フェアを実施することと併せ、早い時間帯の集客力向上に繋げる「ハッピーアワー」の実施、来店するお客様全員を対象とする「運試し企画」を実施することで、お客様再来店の動機作りを強化してまいります。又、原点回帰を大切にす意味でも、サービス力のみで特化した「心の診療所認証制度」を実施し、認証店舗を増やすことでお客様満足度の向上に繋げてまいります。そして、これらの取組はF C店も巻き込んで実施することで、F C事業の強化に努めてまいります。

② 新業態パッケージの挑戦

当社主要業態である「八剣伝」「餃子食堂マルケン」ブランドのリブランディングモデルとして、それぞれ焼鳥と餃子に特化した業態を立ち上げました。競合店の多い繁華街にも出店していくことで、認知度と集客力を高めていきます。又、50種類の焼そばが楽しめる業態「焼そばセンター」を含めたこれら3業態を「中期経営計画」における新業態と掲げ、「ユニーク&専門性」を生かした業態として推進してまいります。

③ 新しい人材活躍と経営者育成

新しい人材として、外国人材の雇用を積極的に推進してまいります。新しく「人材開発・ダイバーシティ連携室」を立上げ、専門部署により、多様な能力を持った外国人材の教育とキャリアアップ制度を確立することで、早期に当社で活躍できる仕組みづくりを図ってまいります。又、FC店オーナーの増加に繋げる新たな経営者育成支援制度「ドリームコース」を制定いたしました。FC店オーナーの高齢化による世代交代の一助となるよう、やる気のある次代の経営者を育成していくことで、FC事業の活性化に繋げてまいります。

④ SDGsへの取り組み

ダイバーシティ経営の取組みの一環として、「ふるさと応援団マルシェ」を活性化いたします。各自治体の特産物や特産品を当社のメニューに取込むことで、食を通じてその地域の魅力と伝統を発信してまいります。又、今年度は持続可能な開発目標の実現に向けて、「八剣伝」では、バイオマス発電プラントを併設した循環型のサステナブルな施設で育てられ、A S I A GAP 認証を取得した「SARA」のトマトを使用した商品を販売しております。加えて、ペットボトルキャップを回収し、資源の再利用・売却を行い、その寄付金で開発途上国にワクチンを贈るエコキャップ運動にも取り組んでおります。

⑤ 財務体質の強化

2024年3月期においては、売上高は回復し、営業利益、経常利益、純利益共に黒字化を図ることができました。

当社の当事業年度末の現金及び預金の残高は25億36百万円であり、複数の金融機関から総額22億円の資金調達を実施した他、自己資本の増強及び財務基盤の安定化のための第三者割当によるA種種類株式を発行したことによる2億90百万円の資金調達を実施しております。今後も、更なる財務基盤の強化を図ってまいります。

- ⑥ **構造改革による管理コストの見直し及びコーポレートガバナンスの強化**
 小売店との垣根を越えた競合による競争が更に激しくなっていくことに加え、労働需給の逼迫や物流経費の上昇等により経費が圧迫しやすい経営環境にあり、経営効率の向上と、競争力を強化するためにも、全社的リスクマネジメントシステムの強化に努めてまいります。又、可能な限りコーポレートガバナンス・コードを意識した透明性の高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

「中期経営計画」

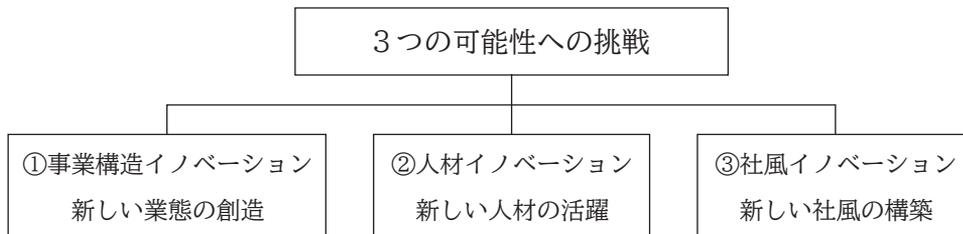
<経営理念>

心の診療所を創造する。

<中長期経営ビジョン>

マルシェは世界の心の診療所を目指し、ダイバーシティ経営のリーディングカンパニーとなる。

<重点方針「ビジョン2028」>



<主要経営指標>

項目	2028年3月期（計画）
売上高	65億円
営業利益率	4%以上
当期純利益率	3%以上
自己資本比率	25%以上

(5) 主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

事業部門の名称	事業内容
料飲部門	
酔虎伝	なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成と大衆価格による料飲の提供
八剣伝	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
マルケン	店内手仕込みの自家製餃子の他、中華料理を中心とする食事メニューも充実した低価格による料飲の提供
その他	上記以外の業態
FC部門	FC店に対する経営指導及びロイヤリティ等の受取
商品部門	直営店及びサプライヤーを通してFC店に酒類・食材を供給
その他部門	管理部門 FC店への設備の販売等

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 本社及び支店等（2024年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 阿 倍 野 区
岡 山 エ リ ア	岡 山 市 北 区

② 直営店舗（2024年3月31日現在）

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
宮 城 県	3	兵 庫 県	12
東 京 都	5	岡 山 県	7
埼 玉 県	2	愛 媛 県	1
千 葉 県	1	広 島 県	4
愛 知 県	5	福 岡 県	1
京 都 府	1	熊 本 県	1
大 阪 府	30	合 計	73

③ 使用人の状況（2024年3月31日現在）

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	92名	25名減	43歳5ヶ月	14年1ヶ月
女 性	23名	7名減	43歳1ヶ月	17年1ヶ月

(注) 臨時使用人を含む使用人数は、769名（前事業年度末比 157名減）となります。

(7) 主要な借入先及び借入額（2024年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社 三井住友銀行	497,531千円
株式会社 三菱UFJ銀行	497,531千円
株式会社 みずほ銀行	497,531千円
株式会社 関西みらい銀行	298,519千円
株式会社 商工組合中央金庫	223,889千円
東銀リース 株式会社	200,000千円

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2024年3月31日現在）

- | | | |
|-----|--------------|-------------|
| (1) | 発行可能株式総数 | 34,201,890株 |
| | 普通株式 | 34,201,600株 |
| | A種種類株式 | 290株 |
| (2) | 発行済株式の総数 | 8,550,690株 |
| | 普通株式 | 8,550,400株 |
| | A種種類株式 | 290株 |
| (3) | 株主数 | 12,240名 |
| | 普通株式 | 12,239名 |
| | A種種類株式 | 1名 |
| (4) | 1単元の株式数 | |
| | 普通株式 | 100株 |
| | A種種類株式 | 1株 |
| (5) | 大株主 | |
| | ①普通株式（上位10名） | |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
チムニー株式会社	954	11.8%
アサヒビール株式会社	611	7.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	264	3.2%
株式会社三井住友銀行	160	1.9%
谷 垣 雅 之	141	1.7%
株式会社SBI証券	125	1.5%
株式会社中野外食サプライ	110	1.3%
東京短資株式会社	109	1.3%
今 井 辰 男	99	1.2%
楽天証券株式会社	89	1.1%

- (注) 1. 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式（522,130株）を控除して計算しており、A種種類株式が含まれております。
2. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

②A種種類株式

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合	290	0.0%

- (注) 1. 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式(522,130株)を控除して計算しており、普通株式が含まれております。
2. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2023年6月24日開催の第51回定時株主総会において、定款の一部変更が行われ、新たな株式の種類として追加されたA種種類株式290株を2023年7月31日付で、第三者割当の方法により発行いたしました。尚、該当株式には議決権はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 洋 嗣	
取 締 役	熨 斗 和 之	開発部部长
取 締 役	持 永 政 人	摂南大学副学長 摂南大学経済学部 教授
取 締 役	茨 田 篤 司	チムニー株式会社 代表取締役社長 株式会社つぼ八 取締役
常勤監査役	早 川 秀 治	
監 査 役	岩 田 潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ドーン 取締役 アトラグループ株式会社 社外取締役監査等委員
監 査 役	妻 鹿 直 人	弁護士 ポプラ法律事務所 代表

- (注) 1. 山内英靖氏は、2023年6月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 津呂祐次氏は、2023年6月24日開催の第51回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
3. 茨田篤司氏は、2023年6月24日開催の第51回定時株主総会において新たに取締役に選任され就任いたしました。
4. 早川秀治氏は、2023年6月24日開催の第51回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
5. 取締役持永政人氏及び同茨田篤司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役岩田潤氏及び監査役妻鹿直人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 監査役妻鹿直人氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 社外取締役持永政人氏、社外監査役岩田潤氏及び同妻鹿直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
10. 社外取締役茨田篤司氏は、当社の主要株主である、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
11. 社外監査役岩田潤氏が兼職を務める当該他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる任務懈怠責任等による損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約被保険者は、当社取締役及び当社監査役の他、管理職従業員も含まれており、その保険料の約1割を取締役及び監査役が負担し、残額を当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	5 名 (3 名)	25,290 (7,200)
監 査 役 (内 社 外 監 査 役)	4 名 (2 名)	11,400 (5,400)
合 計	9 名	36,690

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1991年11月5日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は11名であります。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は4名であります。
4. 取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月12日の取締役会において決議しております。当社の取締役の報酬等は、基本報酬のみであり、その権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額とその職務に応じて算出された職務報酬との合計額に所定の業績評価を加算した額を、毎月支払っております。

当事業年度における取締役の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長加藤洋嗣に一任し、代表取締役社長が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。尚、方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が、決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査役につきましては、監査役会にて決定した基準に従って算定しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。

尚、当社は2023年8月14日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置することを決議しております。次年度以降の取締役の個人別の報酬等については、任意の報酬委員会での審議を経たうえで、各取締役の個人別の報酬額等を決定することを予定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 社外役員の実活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	持永政人	当期開催の取締役会には19回中19回出席し、主に労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行う等、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。
取締役	茨田篤司	2023年6月24日就任後開催の取締役会には13回中12回出席し、主に長年金融機関に従事してきたことにより培われた専門的見地と会社経営に関与された経験に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行う等、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。
監査役	岩田潤	当期開催の取締役会には19回中19回、監査役会には9回中9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	妻鹿直人	当期開催の取締役会には19回中19回、監査役会には9回中9回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 OAG監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000

- (注) 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として2,500千円があります。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。
- 2) 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- 3) 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施すると共に、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
- 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えると共に、不当要求があった場合は、管理部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
- 2) リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
- 3) リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
- 4) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
- 2) 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
- 3) 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
- 2) 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
- 3) 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
- 4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、人選を行う。
- 2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- 3) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。
- 4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- 2) 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
- 3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
- 4) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- 5) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

⑨ 監査役の仕事の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の仕事の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
- 2) 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
- 3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を19回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

又、代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月1回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

② 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を9回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。又、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③ リスク管理体制

当社は、PDCAサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント基本規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

又、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

④ コンプライアンス

当社は、当社経営理念「心の診療所を創造する」に基づく行動基準を定めると共に、コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定めて、継続的に誠実で責任ある行動がとれる企業集団となるよう努めております。

又、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

⑤ 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

(3) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、2015年6月1日以降、東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応するべく、2015年12月4日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」を同取引所に提出いたしました。その後、更に同コードへの遵守に努めた結果等により、2021年12月27日付で本ガイドラインを一部変更し、同報告書を提出しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,045,086	流 動 負 債	2,594,753
現金及び預金	2,536,994	買掛金	388,963
売掛金	300,331	短期借入金	1,791,112
商品及び製品	46,383	1年内返済予定の長期借入金	45,000
原材料及び貯蔵品	22,579	未払金	234,355
前払費用	39,294	未払費用	3,987
未収入金	98,989	前受り金	3,795
その他	4,980	預り金	41,225
貸倒引当金	△4,466	前受り収益	13,758
固 定 資 産	783,529	契約負債	8,901
有 形 固 定 資 産	328,261	賞与引当金	14,866
建物	148,182	資産除去債務	8,500
構築物	26	そのその他	40,287
工具、器具及び備品	30,685	固 定 負 債	839,762
土地	149,366	長期借入金	378,889
無 形 固 定 資 産	60,118	資産除去債務	98,701
投 資 其 他 の 資 産	395,150	長期預り保証金	281,817
投資有価証券	26,106	その他	80,354
出資金	40	負 債 合 計	3,434,516
長期貸付金	6,529	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	12,049	株主資本	381,099
長期前払費用	2,615	資本金	100,000
差入保証金	301,516	資本剰余金	699,573
繰延税金資産	13,458	その他資本剰余金	699,573
その他	51,113	利益剰余金	34,912
貸倒引当金	△18,280	繰越利益剰余金	34,912
資 産 合 計	3,828,615	自 己 株 式	△453,386
		評価・換算差額等	13,000
		その他有価証券評価差額金	13,000
		純 資 産 合 計	394,099
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,828,615

損益計算書

(自 2023年4月1日
至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,675,317
売上原価	1,907,114
売上総利益	2,768,202
販売費及び一般管理費	2,676,237
営業利益	91,964
営業外収益	
受取利息	344
受取配当金	686
受取家賃収入	10,160
解約返戻金	1,957
貸借協力の収入	5,525
その他	9,840
	8,614
営業外費用	
支払利息	29,577
支払損害賠償	2,949
その他	683
	33,209
経常利益	95,883
特別利益	
固定資産売却益	769
固定資産除却損	13,767
固定資産減損	951
貸借契約解約損	86,998
貸借契約解約損	1,315
引当金	89,264
特別損失	
法人税、住民税及び事業税	9,254
法人税等調整額	△23,011
当期純利益	21,155
前期純利益	△13,756
当期純利益	34,912

会計監査人の会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

OAG監査法人

大阪府吹田市

指定社員 公認会計士 今井 基喜
業務執行社員

指定社員 公認会計士 橋本 公成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び重要な使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及びOAG監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 OAG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 早川 秀治 ㊟

監査役 岩田 潤 ㊟

監査役 妻鹿 直人 ㊟

(注) 監査役 岩田潤 及び 監査役 妻鹿直人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当期は、営業利益、経常利益、当期純利益とも、黒字化を図ることができましたが、長期に亘る新型コロナウイルス感染症拡大の影響で悪化した財政体質を健全化していくことを最重要課題であると捉え、現状の業績数値や今後の業績見通しを総合的に勘案し、当期の普通株式に係る配当は無配とさせていただきます。

2023年7月に第三者割当により発行したA種種類株式に係る当期配当につきましては、当社定款に基づく金額での配当を実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類：金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

・普通株式　　：無配

・A種種類株式：1株につき金80,000円

総額 23,200,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日：2024年6月24日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	かとうひろつぐ 加藤洋嗣 (1973年9月8日生)	1996年4月 当社入社 2011年4月 当社関西八剣伝統括次長 2014年1月 当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 2014年4月 当社執行役員社長 2014年6月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長） 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長（営業本部長） 2023年4月 当社代表取締役社長 現任	普通株式 10,900株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>加藤洋嗣氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、現在は代表取締役として当社全体を指揮しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	のしかずゆき 熨斗和之 (1966年6月14日生)	1987年4月 当社入社 2000年4月 当社福岡支店長 2002年4月 当社八剣伝FC部次長 2007年4月 当社名古屋支店支店長 2011年4月 当社酔虎伝部次長 2016年4月 当社メニュー開発部長 2017年4月 当社執行役員（メニュー開発部長） 2019年4月 当社執行役員（商品本部長兼社長補佐） 2020年6月 当社取締役（商品本部長兼新業態開発部長） 2021年4月 当社取締役（商品本部長兼メニュー開発部長） 2022年4月 当社取締役（商品本部長兼商品営業部長兼マルケン営業部長） 2023年4月 当社取締役（開発部長） 2024年4月 当社取締役（開発部長 兼 直営推進部管掌） 現任	普通株式 10,700株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>熨斗和之氏は、1987年の当社入社以来、長年にわたり営業部門にて当社を牽引し、業態開発や商品部門等、当社事業に幅広く精通しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	もち なが まさ ひと 持 永 政 人 (1956年9月2日生)	2002年4月 藤田観光株式会社 人事部長 2003年3月 東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人 2006年3月 フォーシーズンズホテル 椿山荘東京 総支配人 2010年4月 摂南大学経済学部 教授 現任 2011年6月 当社取締役 現任 2022年4月 摂南大学 副学長 現任	普通株式 6,400株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>持永政人氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見を有しており、又、摂南大学経済学部教授であり、2022年4月より摂南大学副学長にも就任しております。客観的な立場で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	ぼら だ あつ し 茨 田 篤 司 (1967年1月11日生)	1989年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2013年4月 同行渋谷法人営業第三部長 2015年4月 同行静岡法人営業部長 2017年4月 同行新宿法人営業第一部長 2019年4月 同行理事新宿法人営業第一部長 2020年4月 同行理事東日本第二法人営業本部長 2022年5月 チムニー株式会社顧問 2022年6月 同社代表取締役社長 現任 2022年6月 株式会社つば八取締役 現任 2023年6月 当社取締役 現任	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>茨田篤司氏は、長年にわたって培われた金融機関の実務経験に基づき客観的な見地から意見・提言をいただくこと、又、チムニー株式会社の代表取締役を務められており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただくことを期待しているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5 ※	こ だま くに おき 児 玉 国 興 (1979年9月6日生)	2008年4月 UBS証券会社 (現UBS証券株式会社) 2009年9月 Corporate Value Associates 2012年1月 AIG富士生命保険株式会社 (現FWD生命保険株式会社) 財務企画部長 2019年7月 株式会社地域経済活性化支援機構シニアマネージャー 2021年12月 株式会社地域経済活性化支援機構ディレクター 現任 2021年12月 株式会社山田写真製版所 社外取締役 現任 2023年6月 マロール株式会社 社外取締役 現任 2024年3月 株式会社イワキ 代表取締役 現任	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 児玉国興氏は、長年にわたり企業における財務部門に関する豊富な経験や専門的知識を有していること、又、経営コンサルタントとしての幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導が行われることを期待しているため、社外取締役としてお願いするものであります。			
6 ※	うえ だ まこと 上 田 眞 (1979年7月15日生)	2002年4月 監査法人トーマツ 2010年2月 株式会社企業再生支援機構 (現 株式会社地域経済活性化支援機構) 2013年10月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー 株式会社 2015年5月 株式会社地域経済活性化支援機構 マネージング・ディレクター 現任 2021年8月 東京電力タイムレスキャピタル株式会社 2023年4月 タクトファイナンシャルアドバイザー株式会社 代表取締役 現任 2023年6月 アークエルテクノロジーズ株式会社 社外監査役 現任	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 上田眞氏は、経営コンサルタントとして幅広い業界に関する豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導が行われることを期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。

2. 茨田篤司氏は、当社の主要株主である、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
3. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

4. 持永政人氏、茨田篤司氏、児玉国興氏及び上田眞氏は社外取締役候補者であります。
5. 持永政人氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年であります。尚、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
6. 茨田篤司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
7. 当社は、持永政人氏及び茨田篤司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、持永政人氏及び茨田篤司氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、児玉国興氏及び上田眞氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
9. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。尚、当該保険契約の内容の概要等につきましては、事業報告19頁をご参照ください。又、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるOAG監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。監査役会の決定に基づき、新たに監査法人やまぶきを会計監査人に選任することをお願いいたしたいと存じます。

尚、監査役会が監査法人やまぶきを会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の専門性、独立性、適切性、品質管理体制及び監査報酬等を総合的に検討した結果に加え、当社の事業規模に適した効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できることから、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

名 称	監査法人やまぶき			
事 務 所	(本部) 京都市山科区川田土仏7番地36			
	(東京事務所) 東京都港区西新橋1丁目4番14号 物産ビル2階			
	(大阪事務所) 大阪市中央区瓦町2丁目5番8号 瓦町スクエアビル2階			
	(福岡事務所) 福岡市中央区天神2丁目3番36号 ibb fukuoka2階			
沿 革	2009年6月 設立			
概 要	構 成 人 員			
	社 員	代 表 社 員	(公認会計士)	3名
		社 員	(公認会計士)	4名
			(社員合計)	7名
	職 員	公認会計士		30名
		そ の 他		9名
			(職員合計)	39名
			《 合 計 》	46名
関 与 会 社	金融商品取引法・会社法監査対象会社			8社
	会社法監査対象会社			9社
	そ の 他 監 査 対 象 会 社 等			45社
	《 合 計 》			62社

以上

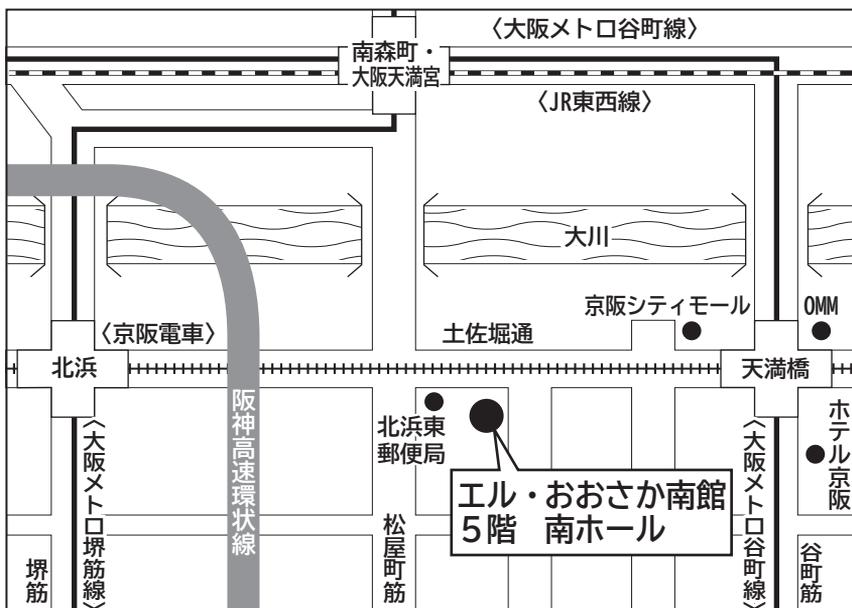
株主総会会場ご案内図

■会場のご案内

大阪市中央区北浜東3-14

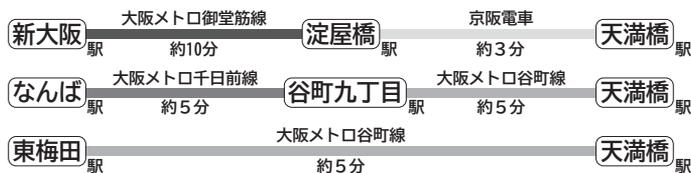
エル・おおさか南館5階 南ホール

ご連絡先 06-6942-0001



- 京 阪 電 車 「天満橋駅」東改札口より 西へ徒歩4分
- 大阪メトロ谷町線 「天満橋駅」2番出口より

■交通のご案内



(当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、)
お車でのご来場はご遠慮願います。

当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。